

## 登録申請にあたって

- 登録申請書はA4片面のものに変更となっておりますので、ご注意ください。申請書3-1、3-2それぞれに自署・押印・捨印をお願いします。（※捨印箇所：3-1 左下、3-2 左上の点線枠内）
- 提出書類は 全てA4サイズ・片面印字（両面不可） でご提出ください。（サイズの違うものは拡大・縮小コピー等により、A4サイズにしてください。）
- 提出書類はホチキス止めをしないでご提出ください。  
（ホチキス止めしているものは、ホチキスを外してください。）
- 付箋等は原則付けず、やむを得ず付ける場合にも、最小限にしてください。
- 登録免許税の納付書は、A3両面刷り申請書の場合も裏面に貼付せず別途白紙に貼付してください。

## 1. 郵送提出にあたり よくあるご質問

Q 1 税理士試験合格証書や試験免除決定通知書等の原本照合が必要な資格を証する書面について、原本を郵送する必要がありますか、また、原本は返却されますか。

**原本照合が必要な書類**については、**郵送をお願いしています**。返却については、面接予定日の1週間ほど前に、面接の案内文書や手数料5万円の受領書と共に返送する予定にしております。

(※返送の時期については前後する可能性があります。予めご了承ください。)

Q 2 現金書留の封筒に書類が入りません。現金とその他書類とを別々に郵送しても構わないでしょうか。

現金書留については、郵便局にて販売している現金書留の専用封筒を使用することが求められますが、どうしても封筒に入りきらない場合に、割印を、角2封筒の上部3～5点、中部3点、下部3～5点に押しつけて頂ければ、郵送できると認識しております。(※郵便局によって割印の数等変わるかもしれませんので、念のため判子を持っていかれることをお勧めします。)

ただし、上記方法に抵抗を持たれる場合には、申請書類と現金書留とを別便にして郵送していただき、その際に、それぞれに「別便にて『新規登録に関する』書類又は手数料を郵送している。」旨のメモ等を同封していただくようお願いしております。到着の時期に差が出る場合がございますので、申請書類及び手数料が両方揃い、不備や不足がないことを確認した時点で受付させていただきます。

Q 3 申請書その他の書類に記載する年月日が「申請書提出年月日を記入」となっていますが、郵送提出の場合は、郵送日でよろしいでしょうか。

申請書その他書類に記載する年月日は、勤務先などの**第三者の記入が必要なもの**(在職証明書、業務執行に関する誓約書等)については、**記入日**(書類を書いて頂いた日)を記入していただき、**ご自身のみで作成可能なもの**については、**申請日(郵送日)**を記載していただくようお願いしております。

Q 4 8月の申請書類変更による変更点は何ですか。

- ①提出書類については、過去掲載していた「はがき」や「返信用封筒(角形2号)」は不要となりました。
- ②登録申請書はA4片面のものに変更となっております。申請書3-1、3-2それぞれに自署・押印をお願いします。
- ③提出書類は全てA4サイズ・片面印字(両面不可)でご提出ください。(サイズの違うものは拡大・縮小コピー等により、A4サイズにしてください。)
- ④提出書類はホチキス止めをしないでご提出ください。  
(ホチキス止めしているものは、ホチキスを外してください。)
- ⑤チェックリストに掲載していた順番が変更となっております。

## 2. 書類が返送となる例

※返送となるすべての場合を網羅しているわけではありません。

### (書類全般)

- ① 申請書や誓約書等に捨印がない。(※在職証明書等で証明元に断られた場合を除く)
  - ② 住民票、印鑑証明書等第三者に発行していただく書類について、3か月以内に交付されたものではない場合(※本会が受付した日からの起算)
  - ③ 記載すべき事項が記載されていない。
  - ④ 税理士会から不足書類の連絡をしたにもかかわらず、2週間以上経ったが、連絡も書類提出もない。
- ① 各書類の上部 や 税理士登録申請書 3-1 下部 及び 3-2 上部にある点線の丸は捨印を押して頂くところになります。日本税理士会連合会の書類審査等時にて修正が必要であると判断された場合にも対応できるよう、押印が必要な書類については、すべて捨印を押していただきますようお願いしています。
  - ② 全ての書類が揃い、本会が税理士登録申請を受付した日からの起算となるため、余裕を持ってご用意していただくようお願いいたします。
  - ③ こちらで追加・修正させて頂く場合もございますが、修正の範囲を越えていると判断された場合には、書類を返送いたします。特に、(1) 税理士登録申請書 3-2 下部「11 税理士法第4条(中略)ことの申し出」以降の「該当しない」「抵触していない」や、(2)右頁「9 職歴」について、「他士業登録日以降の事務所名、事務所所在地、職務の内容(弁護士業、監査業務等)がわかるように記入する」について、業務はしていないが登録している場合の記載漏れが多くございます。
  - ④ 不足書類等連絡させていただき、連絡等もなく書類提出がない場合には、書類を返却させていただきます。

### (登録免許税納付領収証書)

- ① 税理士登録申請書 3-3 又は 白紙 に貼付しているが、割印がない。
  - ② 金融機関ではなく、税務署において納めている。
  - ③ 「税務署名」が「シガワリ(又は品川)」になっておらず、別の税務署名が記載されている。
- ① 登録免許税納付領収証書には、2ヶ所に割印を押して頂く必要があります。
  - ②③ 免許税の納付書は税務署でご入手頂けますが、納付は税務署ではなく、必ず金融機関において行ってください。品川税務署宛でなければ受付できません。納付していただく前にご確認ください。